法律公布奏上及び通知

十二月五日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

民法の一部を改正する法律

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律

薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律

農地中間管理事業の推進に関する法律

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律

人事異動

内閣

検査官に任命する
（大阪家庭裁判所判事）判事　河戸　光彦

高等裁判所長官に任命する
（大阪家庭裁判所判事）判事　松本　芳希

簡易裁判所判事に兼ねて任命する
（長崎地方裁判所判事）同　江口とし子

兼官を免ずる（以上十二月四日）
（長崎地方裁判所判事・長崎簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　横田　信之

（高知地方裁判所判事兼高知家庭裁判所判事）判事　朝山　芳史

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（十二月五日）

最高裁判所

松山家庭裁判所判事に補する
大阪高等裁判所判事　池田　光宏

松山家庭裁判所長を命ずる（十一月二十九日）
判事兼簡易裁判所判事　鷹野　旭

東京地方裁判所判事に補する
同　山口　敦士

大阪高等裁判所判事に補する（以上十二月一日）

○定年退官

高等裁判所長官出田孝一及び判事大谷吉史は十一月二十八日限り定年退官

皇室事項

認証官任命式

十二月四日午後六時三十分、宮中において、高等裁判所長官松本芳希、検査官河戸光彦の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十五年十二月九日

外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第一号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十六年一月十二日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏　名　伏見　英治
　生年月日　昭和三十四年六月三日生
　旅券申請上の住所　東京都中央区

二、返納すべき旅券
　旅券番号　ＴＫ九四八〇三一一九
　発行年月日　平成二十五年七月八日
　旅券名義人　伏見　英治

三、返納すべき理由

当該旅券名義人は、平成二十五年八月二十三日、西宮簡易裁判所から、詐欺事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十五年十一月二十一日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第一号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第一号に該当する。

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

宮崎労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年12月９日

宮崎労働局長　松竹　泰男

第４号中「１時間720円」を「１時間731円」に改める。

公告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人安藤宗之の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成25年12月９日　水戸地方法務局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成25年11月26日から３か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成25年12月９日

宮崎地方法務局長　二宮　宏光

記

氏名　有馬　裕之
所属する土地家屋調査士会　宮崎県土地家屋調査士会
登録番号　宮崎第517号
事務所の所在地　宮崎市小松台西一丁目１番地３
違反行為　消印を除去した印紙の使用

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ウェスト・ヴィレッジ・キャピタル株式会社
２．住所　東京都千代田区丸の内２－２－１岸本ビル９階
３．代表者の氏名　代表取締役　番場　孝司
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第574号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年６月９日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成25年12月９日

関東財務局長　坂本　正喜

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第３０２９９号

広島県安芸郡海田町三迫３丁目７番41号
申立人　竹末　正子
本籍広島県安芸郡海田町三迫３丁目3344番地
の15、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所広島市中区、死亡年月日平成15年９月４日、出生の場所福岡市、出生年月日昭和10年４月30日、職業無職
被相続人　亡　竹末　大介
事務所広島県安芸郡府中町柳ヶ丘37番18号
相続財産管理人　水野　昌典

広島家庭裁判所